

広島県B地域

新規登録運転者の講習受講の流れ

●広島県B地域全事業者

※集合講習（〔法令・安全・接遇〕）＋ 個別講習（地理）

○集合講習（〔法令・安全・接遇〕）講習会場：広島県タクシー協会会館

①講習受講希望日の前週金曜日までにFAXで申し込み

（広島県タクシー協会事務局 082-293-9296）

受講申込書（別紙2）

②〔法令・安全・接遇〕講習受講

○個別講習（地理）

①講習希望日の前日までにFAXで申し込み（広島県タクシー協会事務局 082-293-9296）

個別講習実施承認申請書（別紙4）

②広島県タクシー協会から地理講習のテキストを送付

各社で地理講習実施

③地理講習実施の報告（広島県タクシー協会事務局 082-293-9296）

個別講習実施報告書（別紙5）

④〔法令・安全・接遇〕と地理の両方を受講したことを確認（協会事務局）

⑤講習修了証交付（協会事務局）

⑥登録と運転者証交付申請

【手数料の支払いについて】

協会加盟事業者：協会費と併せて請求

協会非加盟事業者：受講料は、講習受付時に現金で支払う

登録等手数料は、講習終了後の運転者証交付時又は後日、登録申請時に現金で支払う

講習受講料

法令・安全・接遇（法令・安全・接遇教本代1,000円込）	5,500円
地理（地理教本代1,100円込）	2,100円

登録等手数料

登録申請	1,750円
運転者証交付申請	1,750円

※個別講習（地理）の実施は、集合講習（〔法令・安全・接遇〕）の前後どちらでも可。

※集合講習修了直後に運転者証の交付を受けたい場合は、登録申請書を講習受付時等講習修了までに提出すること（地理講習を修了しておくこと）。

受講申込書

令和 年 月 日

広島地域認定講習実施機関

(一社) 広島県タクシー協会 会長 様
(広島県タクシー運転者登録センター)

受講希望日	令和 年 月 日
-------	----------

講習会場	広島県タクシー協会会館 会議室 広島市西区観音新町1丁目7-71 TEL(082)233-9155
受講申込書送付先	(一社)広島県タクシー協会事務局あてFAX送信 FAX (082) 293-9296

※ 受講者 区分 <small>(下表右端)</small>	1	タクシー業務適正化特別措置法第7条第1項第3号に規定する講習(運転者として登録するための講習)として受講する方(登録の無い方)
	2	タクシー業務適正化特別措置法第18条の2に規定する講習(命令講習)として受講する方

ふりがな 受講者の氏名	生年月日	※受講者区分(該当に○印, 区分2の場合は、受講科目を記入)	
	昭和 年 月 日 平成	1	2 []
	昭和 年 月 日 平成	1	2 []
	昭和 年 月 日 平成	1	2 []
	昭和 年 月 日 平成	1	2 []

所属事業者名 :

(一社) 広島県タクシー協会

電話番号 :

TEL (082) 233-9155

FAX (082) 293-9296

注1 受講申込みは、原則、受講希望日の前週金曜日までをお願いします。

注2 講習1日目受付 午前8時30分～8時50分

注3 協会加盟事業者 : 受講料等は協会費で請求しますので窓口でのお支払いはございません。

注4 協会非加盟事業者 : 講習1日目受付で受講料をお支払いください。

○受講料

- ・区分1 : 5,500円【法令・安全・接遇(教本代1,000円込)】
- ・区分2 : 1科目1,700円、別に教本代1,000円

個別講習実施承認申請書

令和 年 月 日

広島地域認定講習実施機関

(一社) 広島県タクシー協会 会長 様

(広島県タクシー運転者登録センター)

住 所

名 称

代表者氏名

タクシー業務適正化特別措置法第7条第1項第3号に規定する講習（運転者として登録するための講習）について、下記のとおり行いたいので申請します。

講習する科目	地 理（広島県B地域の全域の地理を含む） （都市部3時間、都市部以外1時間）		
受講料	2,100円（教本代1,100円込）		
	協会加盟事業者：協会費と併せてお支払いいただきます。		
	協会非加盟事業者：登録申請時に登録手数料と併せて現金書留でお送りください。		
講習日	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
講習場所 （教本送付場所）			
講師又は責任者 （効果測定及び補講実施者）			
受講者	氏名（ふりがな）	生年月日	所属事業者名
	()	昭和 平成 年 月 日	
	()	昭和 平成 年 月 日	
	()	昭和 平成 年 月 日	
()	昭和 平成 年 月 日		

※広島県のうち都市部とは、呉市A、東広島市、三原市、尾道市、福山交通圏の地域。

※広島県のうち都市部以外とは、呉市B、竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、江田島市、安芸高田市、山県郡、世羅郡、神石郡、豊田郡、佐伯交通圏、宮島の地域。

個別講習実施報告書

令和 年 月 日

広島地域認定講習実施機関

(一社) 広島県タクシー協会 会長 様

(広島県タクシー運転者登録センター)

住 所

名 称

代表者氏名

タクシー業務適正化特別措置法第7条第1項第3号に規定する講習（運転者として登録するための講習）について、下記のとおり行いましたので報告します。

講習する科目 (該当に○印)	法令・安全・接遇	地 理	
講習日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
講習場所			
講師又は責任者 (効果測定及び補講実施者)			
受講者	氏名 (ふりがな)	所属事業者名	効果測定の結果
	()		可 ・ 否
	()		可 ・ 否
	()		可 ・ 否
	()		可 ・ 否
()		可 ・ 否	

注：法令等講習でDVDを使用した場合は、そのDVDはタクシー協会にご返却ください。